

○経済産業省令第八十一号

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十八号）の施行に伴い、及び揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）の規定に基づき、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十一月二十五日

経済産業大臣 二階 俊博

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

「第二章 登録

目次中「第二章 揮発油販売業者の登録（第三条―第九条）」を

第一節 揮発油販売業者の登録（第

第二節 揮発油特定加工業者の登録

第三節 軽油特定加工業者の登録（

三条―第九条）

に改める。

（第九条の二―第九条の七）

九条の八―第九条の十三）

第二条の十六中「法第二条第十項」を「法第二条第十四項」に改め、同条を第二条の十七とする。

第二条の十五中「法第二条第十項」を「法第二条第十四項」に改め、同条を第二条の十六とする。

第二条の十四中「法第二条第九項」を「法第二条第十三項」に改め、同条を第二条の十五とする。

第二条の十三中「法第二条第九項」を「法第二条第十三項」に改め、同条を第二条の十四とする。

第二条の十二中「法第二条第九項」を「法第二条第十三項」に改め、同条を第二条の十三とする。

第二条の十一中「法第二条第九項」を「法第二条第十三項」に改め、同条を第二条の十二とする。

第二条の十中「法第二条第八項」を「法第二条第十二項」に改め、同条を第二条の十一とする。

第二条の九中「法第二条第七項」を「法第二条第十一項」に改め、同条を第二条の十とする。

第二条の八中「法第二条第七項」を「法第二条第十一項」に改め、同条を第二条の九とする。

第二条の七中「法第二条第六項」を「法第二条第九項」に改め、同条を第二条の八とする。

第二条の六中「法第二条第五項」を「法第二条第八項」に改め、同条を第二条の七とする。

第二条の五中「法第二条第五項」を「法第二条第八項」に改め、同条を第二条の六とする。

第二条の四中「法第二条第五項」を「法第二条第八項」に改め、同条を第二条の五とする。

第二条の三中「法第二条第五項」を「法第二条第八項」に改め、同条を第二条の四とし、第二条の二の次

に次の一条を加える。

(混和対象物)

第二条の三 法第二条第六項の石油製品ごとに経済産業省令で定める混和対象物は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 揮発油に混和する場合にあつては、エタノール又はエチルターシャリーブチルエーテル

二 軽油に混和する場合にあつては、脂肪酸メチルエステル

「第二章 揮発油販売業者の登録」を「第二章 登録」に改める。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節 揮発油販売業者の登録

第三条の見出しを「（揮発油販売業者の登録の申請）」に改め、同条第一項中「（以下）」の下に「この条において」を加える。

第六条の見出しを「（揮発油販売業者の承継の届出）」に改める。

第七条の見出しを「（揮発油販売業者の変更登録の申請）」に改める。

第八条の見出しを「（揮発油販売業者の変更の届出）」に改める。

第九条の見出しを「（揮発油販売業者の廃止の届出）」に改める。

第二章中第九条の次に次の二節を加える。

第二節 揮発油特定加工業者の登録

（揮発油特定加工業者の登録の申請）

第九条の二 法第十二条の三第一項の規定により法第十二条の二の登録を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、二以上の経済産業局の管轄区域内に特定加工するための設備を設置して揮発油特定加工業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣に、一の経済産業局の管轄区域内のみに特

定加工するための設備を設置して揮発油特定加工業を行おうとする場合にあっては当該特定加工するための設備を設置する場所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第八の二による申請書を提出しなければならない。

2 法第十二条の三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 特定加工する場所ごとの事業の開始の日
- 二 特定加工する場所ごとの特定加工に用いる揮発油及び混和対象物の購入先
- 三 特定加工して生産した揮発油の分析に使用する分析設備の種類又は当該揮発油の分析を委託する登録分析機関の名称

3 法第十二条の三第二項の事業計画書は、様式第八の三によるものとする。

4 法第十二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 申請者が法第十二条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面
- 二 前項の事業計画書に記載した分析設備を使用すること又は登録分析機関に揮発油の分析を委託することが可能であることを証する書面

三 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書

四 特定加工するための設備の取扱い及び維持管理に関する手引書

（揮発油特定加工業者が特定加工するための設備の構造の基準）

第九条の三 法第十二条の五第一項の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 揮発油と混和対象物との混和が、第十条に規定する揮発油の規格（以下「揮発油規格」という。）に適合する比率で行うことができるものであること。

二 揮発油と混和対象物とが均一に混和された揮発油を生産できるものであること。

三 揮発油が揮発したものの漏洩による性状の変化を防止できるものであること。

四 混和対象物としてエタノールを用いる場合にあっては、水分の混入による性状の変化を防止できるものであること。

（揮発油特定加工業者の承継の届出）

第九条の四 法第十二条の八において準用する法第七条第二項の規定により揮発油特定加工業者の地位の承

継の届出をしようとする者は、様式第八の四による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の事業の全部を譲り受けて揮発油特定加工業者の地位を承継した者にあつては、様式第八の五による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第八の六による書面及び戸籍謄本

三 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第八の七による書面及び戸籍謄本

四 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により合併によつて揮発油特定加工業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により分割によつて揮発油特定加工業者の地

位を承継した法人にあつては、様式第八の八による書面及びその法人の登記事項証明書

六 揮発油特定加工業者の地位を承継した者が法第十二条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面

（揮発油特定加工業者の変更登録の申請）

第九条の五 法第十二条の六第一項の規定により変更登録を受けようとする者は、様式第八の九による申請書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、特定加工するための設備を新設しようとする場合にあつては様式第八の三による事業計画書並びに第九条の二第四項第二号及び第四号に掲げる書類を、法人がその業務を行う役員を変更する場合にあつてはその者が法第十二条の五第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

（揮発油特定加工業者の変更の届出）

第九条の六 法第十二条の六第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第八の十による届出書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に

提出しなければならない。

（揮発油特定加工業者の廃止の届出）

第九条の七 法第十二条の八において準用する法第九条の規定により揮発油特定加工業の廃止の届出をしようとする者は、様式第八の十一による届出書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第三節 軽油特定加工業者の登録

（軽油特定加工業者の登録の申請）

第九条の八 法第十二条の十第一項の規定により法第十二条の九の登録を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、二以上の経済産業局の管轄区域内に特定加工するための設備を設置して軽油特定加工業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣に、一の経済産業局の管轄区域内のみに特定加工するための設備を設置して軽油特定加工業を行おうとする場合にあつては当該特定加工するための設備を設置する場所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第八の十二による申請書を提出しなければならない。

2 法第十二条の十第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 特定加工する場所ごとの事業の開始の日

二 特定加工する場所ごとの特定加工に用いる軽油及び混和対象物の購入先

三 特定加工して生産した軽油の分析に使用する分析設備の種類又は当該軽油の分析を委託する登録分析

機関の名称

3 法第十二条の十第二項の事業計画書は、様式第八の十三によるものとする。

4 法第十二条の十第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 申請者が法第十二条の十二第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 前項の事業計画書に記載した分析設備を使用すること又は登録分析機関に軽油の分析を委託することが可能であることを証する書面

三 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書

四 特定加工するための設備の取扱い及び維持管理に関する手引書

（軽油特定加工業者が特定加工するための設備の構造の基準）

第九条の九 法第十二条の十二第一項の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 軽油と混和対象物との混和が、第二十二条に規定する軽油の規格（以下「軽油規格」という。）に適合する比率で行うことができるものであること。

二 軽油と混和対象物とが均一に混和された軽油を生産できるものであること。

（軽油特定加工業者の承継の届出）

第九条の十 法第十二条の十五において準用する法第七条第二項の規定により軽油特定加工業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第八の十四による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一 法第十二条の十五において準用する法第七条第一項の規定により軽油特定加工業者の事業の全部を譲り受けて軽油特定加工業者の地位を承継した者にあつては、様式第八の十五による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第十二条の十五において準用する法第七条第一項の規定により軽油特定加工業者の地位を承継した

相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第八の十六による書面及び戸籍謄本

三 法第十二条の十五において準用する法第七条第一項の規定により軽油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第八の十七による書面及び戸籍謄本

四 法第十二条の十五において準用する法第七条第一項の規定により合併によつて軽油特定加工業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第十二条の十五において準用する法第七条第一項の規定により分割によつて軽油特定加工業者の地位を承継した法人にあつては、様式第八の十八による書面及びその法人の登記事項証明書

六 軽油特定加工業者の地位を承継した者が法第十二条の十二第一項各号に該当しないことを誓約する書面

（軽油特定加工業者の変更登録の申請）

第九条の十一 法第十二条の十三第一項の規定により変更登録を受けようとする者は、様式第八の十九による申請書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、特定加工するための設備を新設しようとする場合にあつては様式第八の十三による事業計画書並びに第九条の八第四項第二号及び第四号に掲げる書類を、法人がその業務を行う役員を変更する場合にあつてはその者が法第十二条の十二第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

（軽油特定加工業者の変更の届出）

第九条の十二 法第十二条の十三第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第八の二十による届出書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

（軽油特定加工業者の廃止の届出）

第九条の十三 法第十二条の十五において準用する法第九条の規定により軽油特定加工業の廃止の届出をしようとする者は、様式第八の二十一による届出書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第十条の二を第十条の八とし、第十条の次に次の六条を加える。

(揮発油規格の特則)

第十条の二 揮発油生産業者、揮発油輸入業者、法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者（以下「揮発油加工業者」という。）又は揮発油特定加工業者が次条に規定する揮発油試験研究計画の認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた揮発油試験研究計画（以下「認定揮発油試験研究計画」という。）において定められた試験研究の用に供する揮発油を販売又は消費しようとする場合における揮発油規格については、前条の規定にかかわらず、当該認定揮発油試験研究計画に定められた試験研究の用に供する揮発油の品質とする。

(揮発油試験研究計画の認定の申請)

第十条の三 揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者は、試験研究の用に供する揮発油を販売又は消費しようとするときは、当該試験研究の開始前に、当該試験研究の計画（以下「揮発油試験研究計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができる。

2 揮発油試験研究計画の期間は、五年を超えることができない。

3 揮発油試験研究計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者が試験研究の用に供する揮発油（以下「試験研究用揮発油」という。）を販売する場合にあつては、当該試験研究用揮発油を自動車燃料として用いる者の氏名（法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名）、住所及び連絡先
- 三 試験研究の開始の日及び終了の日（試験研究用揮発油を販売する場合にあつては、試験研究用揮発油の販売の開始の日及び終了の日並びに試験研究の開始の日及び終了の日）
- 四 試験研究の目的及び実施の場所
- 五 試験研究用揮発油の品質
- 六 試験研究用揮発油の生産を行う場所（試験研究用揮発油を輸入する場合にあつては、当該試験研究用揮発油を輸入する者から当該試験研究を実施する場所までの流通の経路）
- 七 試験研究用揮発油を用いる自動車の自動車登録番号標又は車両番号標及び型式
- 八 試験研究における安全を確保するための措置及び管理体制
- 九 前号の措置を講じ、及び管理体制を維持するための経理的基礎及び技術的能力

4 前三項に規定する揮発油試験研究計画の申請は、様式第八の二十二によるものとする。

(認定の基準)

第十条の四 経済産業大臣は、前条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 試験研究が自動車の燃料に係る技術の発展に資するものであること。

二 揮発油試験研究計画に記載された措置及び管理体制が自動車の燃料に関する安全性に関する知見から判断して適切なものであると認められること。

三 揮発油試験研究計画に記載された措置を講じ、及び管理体制を維持するための経理的基礎及び技術的能力があること。

四 前条第一項の認定の申請を行つた者が、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 揮発油販売業者又は揮発油特定加工業者であつて法第十一条第一項又は法第十二条の七第一項の規

定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 揮発油販売業者又は揮発油特定加工業者であつて法人であるものが法第十一条第一項又は法第十二条の七第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその揮発油販売業者又は揮発油特定加工業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

ニ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ 第十条の七の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

(揮発油試験研究計画の変更の認定の申請)

第十条の五 第十条の三第一項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、認定揮発油試験研究計画について同条第三項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の認定に準用する。

3 第一項の認定揮発油試験研究計画の変更の認定の申請は、様式第八の二十三によるものとする。

(認定事業者による管理等)

第十条の六 認定事業者は、当該試験研究が認定揮発油試験研究計画に従ったものとなるよう管理しなければならぬ。

2 認定事業者は、認定揮発油試験研究計画に記載された措置及び管理体制から見て、予見されない事態が生じたときは、速やかに、これを経済産業大臣に報告しなければならない。

3 認定事業者は、十二月ごとに、様式第八の二十四による書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 認定事業者は、当該認定揮発油試験研究計画の終了の日から一月以内に、様式第八の二十五による書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定の取消)

第十条の七 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号の一に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

一 不正の手段により第十条の三第一項の認定を受けたとき。

二 前条各項の規定に違反したとき。

第十四条の二第二項第一号イ中「法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者（以下「揮発油加工業者」という。）」を「揮発油加工業者」に改め、同項第二号イ中「受けている者」の下に「又は揮発油特定加工業者」を加える。

第十七条第一項中「又は法第十七条の四第一項若しくは第二項」を「、法第十七条の四第一項若しくは第二項又は法第十七条の四の二第一項」に改め、同項第一号中「経済産業大臣が別に定めるところにより」を「法第十七条の三第一項、法第十七条の四第一項若しくは第二項又は法第十七条の四の二第一項の確認を行った揮発油が、販売又は消費されるまでの間に異なる品質の揮発油と混合を生じるおそれがない段階において」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 試料の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。

イ 供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の揮発油が出荷されるごとに行うこと。

ロ 揮発油生産業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者が当該揮発油の生産について工業標準化法第十九条第一項に規定する鉱工業品の製造業者若しくは同法第二十条第一項に規定する鉱工業品の加工業者の認証を受けた場合にあつては、同法第十九条第三項に規定する製造品質管理体制若しくは

同法第二十条第三項に規定する加工品質管理体制において定められた方法により行うこと。

第十七条第二項中「及び揮発油加工業者」を「、揮発油加工業者及び揮発油特定加工業者」に、「又は法第十七条の四第一項若しくは第二項」を「、法第十七条の四第一項若しくは第二項又は法第十七条の四の第二項」に改め、同条の次に次の七条を加える。

（揮発油特定加工業者の確認の特則）

第十七条の二 揮発油特定加工業者は、特定加工する場所ごとに、揮発油特定加工品質確認計画（以下「揮発油特定加工計画」という。）を作成し、これを法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出して、当該揮発油特定加工計画が次の各号に適合する旨の認定を受けることができる。

一 認定を受けようとする揮発油特定加工業者（以下「揮発油特定加工計画申請業者」という。）に供給する揮発油を生産又は輸入する者（以下「混和前揮発油生産業者等」という。）が生産又は輸入した揮発油及び当該揮発油特定加工計画申請業者に供給する混和対象物を生産又は輸入する者（以下「混和対象物生産業者等」という。）が生産又は輸入した混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規

格に適合することが確認されること。

二 揮発油特定加工計画の開始の日から終了の日までの間（以下「揮発油特定加工計画期間」という。）

、前号により確認された混和前の揮発油が混和前揮発油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実であること。

三 揮発油特定加工計画期間中、第一号により確認された混和対象物が混和対象物生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実であること。

四 揮発油特定加工計画期間中、第二号により継続的に生産又は輸入されることが確実であるとされた混和前の揮発油の混和前揮発油生産業者等から申請に係る特定加工する場所（以下「揮発油特定加工計画特定加工場所」という。）までの流通の経路（以下「混和前揮発油流通経路」という。）が一定であること。

五 揮発油特定加工計画期間中、第三号により継続的に生産又は輸入されることが確実であるとされた混和対象物の混和対象物生産業者等から揮発油特定加工計画特定加工場所までの流通の経路（以下「混和対象物流通経路」という。）が一定であること。

2 揮発油特定加工計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 揮発油特定加工計画申請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録年月日及び登録番号

三 揮発油特定加工計画特定加工場所の所在地

四 計画の開始の日及び計画の終了の日

五 混和前揮発油生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

六 揮発油特定加工計画期間中、前項第一号により確認された混和前の揮発油が混和前揮発油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置

七 揮発油特定加工計画期間中の混和前揮発油流通経路

八 混和対象物生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

九 混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を生産又は輸入する場所

十 揮発油特定加工計画期間中、前項第一号により確認された混和対象物が混和対象物生産業者等により

継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置

十一 揮発油特定加工計画期間中の混和対象物流通経路

3 前項第四号の計画の開始の日から計画の終了の日までの期間は、一年を超えることができない。

4 第一項の認定を受けようとする者は、第二項第四号の計画の開始の日の一月前までに、様式第十四の二による申請書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

5 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 混和前揮発油生産業者等が第十七条第一項第五号に規定する方法により揮発油規格に適合する揮発油であることを確認した揮発油の供給を受けることを証する書面

二 揮発油特定加工計画期間中、混和前揮発油流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（揮発油特定加工計画申請業者と混和前揮発油生産業者等が同一の場合は、当該揮発油の生産計画書又は輸入計画書）

三 揮発油特定加工計画申請業者が、混和対象物を生産する者（以下この号、次号及び第十七条の五第三項第二号において「混和対象物生産業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの

書類

イ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに行う確認を、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が行う場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに行う確認を、混和対象物生産業者が自ら行う場合にあつては、自らの分析設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面

ハ 申請の日前三月間において、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることについて、当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

四 前号ハに掲げる書類を添付する場合には、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面

五 揮発油特定加工計画申請業者が、混和対象物を輸入する者（以下この号及び第十七条の五第三項第二号において「混和対象物輸入業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類

イ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることに行う確認を、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が行う場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることに行う確認を、混和対象物輸入業者が自ら行う場合にあつては、自らの分析設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面

六 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約す

る書面（揮発油特定加工計画申請業者と混和対象物生産業者等が同一の場合は、当該混和対象物の生産計画書又は輸入計画書）

6 第十七条の八の規定により認定を取り消された揮発油特定加工業者は、その取消しの日から二年を経過するまでは、第一項の認定を受けることができない。

第十七条の三 前条第一項の認定を受けた揮発油特定加工業者（以下「認定揮発油特定加工業者」という。

）は、法第十七条の四の二第一項の規定による揮発油の確認を、第十七条第一項第五号の規定にかかわらず、揮発油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で行わなければならない。

2 認定揮発油特定加工業者は、混和対象物生産業者等が生産又は輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることが当該混和対象物の供給設備ごとに確認されたことを証する書面を、揮発油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で、様式第十四の三により法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

第十七条の四 認定揮発油特定加工業者がその事業の全部を譲り渡し、又は認定揮発油特定加工業者につい

て相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定揮発油特定加工業者の地位を承継する。

第十七条の五 認定揮発油特定加工業者は、第十七条の二第一項の認定を受けた揮発油特定加工計画（以下「認定揮発油特定加工計画」という。）について第十七条の二第二項第三号、第六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号に掲げる事項を変更して揮発油を販売又は消費しようとするときは、法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けなければならない。

2 前項の変更の認定を受けようとする者は、様式第十四の四による変更申請書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

3 前項の変更申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 第十七条の二第二項第七号に掲げる事項の変更 同条第五項第二号に掲げる書類

二 第十七条の二第二項第十号に掲げる事項の変更 混和対象物生産業者から供給を受ける場合は同条第五項第三号若しくは第四号に掲げる書類（同項第三号ハ中「申請の日前三月間において」とあるのは「変更後」と読み替えるものとする。）
、混和対象物輸入業者から供給を受ける場合は同項第五号に掲げる書類

三 第十七条の二第二項第十一号に掲げる事項の変更 同条第五項第六号に掲げる書類

4 第十七条の二第一項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

第十七条の六 認定揮発油特定加工業者は、認定揮発油特定加工計画について第十七条の二第二項第一号、第五号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、様式第十四の五による届出書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第十七条の七 認定揮発油特定加工業者は、法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けて計画の終了の日を変更することができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、計画の終了の日の三月前から一月前までの間に、様式第十四の六による申請書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

3 第一項の規定により変更される前の計画の終了の日から同項の規定により変更される後の計画の終了の日までの期間は、一年を超えることはできない。

4 第十七条の二第一項、第二項、第五項第二号及び第三号ハ並びに第六号の規定は、第一項の認定に準用する。この場合において、同条第一項第二号中「揮発油特定加工計画の開始の日から終了の日」とあるのは「変更前の揮発油特定加工計画の終了の日から変更後の計画の終了の日」と、同条第二項第四号中「計画の開始の日及び計画の終了の日」とあるのは「変更前の計画の終了の日及び変更後の計画の終了の日」と、同条第五項第三号ハ中「申請の日前三月間において、混和対象物生産業者」とあるのは「混和対象物生産業者」と読み替えるものとする。

第十七条の八 法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長は、認定揮発油特定加工業者が次の各号の一に該当するときは、第十七条の二第一項、第十七条の

五 第一項又は前条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第十七条の三第一項の規定による確認を行わなかったとき。

二 第十七条の三第二項の規定による届出をしなかったとき。

三 第十七条の二第二項第三号、第六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号に掲げる事項に変更があったにもかかわらず、第十七条の五第一項の規定による変更の認定を受けなかったとき。

四 第十七条の二第二項第一号、第五号又は第八号に掲げる事項に変更があったにもかかわらず、第十七条の六第一項の規定による届出をしなかったとき。

五 認定揮発油特定加工業者に係る混和前揮発油生産業者等が生産又は輸入する揮発油を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合しなくなつたとき。

六 認定揮発油特定加工業者に係る混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合しなくなつたとき。

七 不正の手段により第十七条の二第一項、第十七条の五第一項又は前条第一項の認定を受けたとき。

八 当該認定に係る特定加工する場所において生産された揮発油が揮発油規格に適合しないものであるに

もかわらず販売又は消費されたとき。

第二十二條の二を第二十二條の八とし、第二十二條の次に次の六條を加える。

（軽油規格の特則）

第二十二條の二 軽油生産業者、軽油輸入業者、法第十七條の八第三項において準用する法第十七條の四第二項の規定により確認を行うべき者（以下「軽油加工業者」という。）又は軽油特定加工業者が次條に規定する軽油試験研究計画の認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた軽油試験研究計画（以下「認定軽油試験研究計画」という。）において定められた試験研究の用に供する軽油を販売又は消費しようとする場合における軽油規格については、前條の規定にかかわらず、当該認定軽油試験研究計画に定められた試験研究の用に供する軽油の品質とする。

（軽油試験研究計画の認定の申請）

第二十二條の三 軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油加工業者又は軽油特定加工業者は、試験研究の用に供する軽油を販売又は消費しようとするときは、当該試験研究の開始前に、当該試験研究の計画（以下「軽油試験研究計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができる。

2 軽油試験研究計画の期間は、五年を超えることができない。

3 軽油試験研究計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油加工業者又は軽油特定加工業者が試験研究の用に供する軽油（以下「試験研究用軽油」という。）を販売する場合にあつては、当該試験研究用軽油を自動車の燃料として用いる者の氏名（法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名）、住所及び連絡先

三 試験研究の開始の日及び終了の日（試験研究用軽油を販売する場合にあつては、試験研究用軽油の販売の開始の日及び終了の日並びに試験研究の開始の日及び終了の日）

四 試験研究の目的及び実施の場所

五 試験研究用軽油の品質

六 試験研究用軽油の生産を行う場所（試験研究用軽油を輸入する場合にあつては、当該試験研究用軽油を輸入する者から当該試験研究を実施する場所までの流通の経路）

七 試験研究用軽油を用いる自動車の自動車登録番号標又は車両番号標及び型式

八 試験研究における安全を確保するための措置及び管理体制

九 前号の措置を講じ、及び管理体制を維持するための経理的基礎及び技術的能力

4 前三項に規定する軽油試験研究計画の申請は、様式第十八の二によるものとする。

(認定の基準)

第二十二条の四 経済産業大臣は、前条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認める
ときでなければ、その認定をしてはならない。

一 試験研究が自動車の燃料に係る技術の発展に資するものであること。

二 軽油試験研究計画に記載された措置及び管理体制が自動車の燃料に関する安全性に関する知見から判断して適切なものであると認められること。

三 軽油試験研究計画に記載された措置を講じ、及び管理体制を維持するための経理的基礎及び技術的能力があること。

四 前条第一項の認定の申請を行つた者が、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年

を経過しない者

ロ 軽油特定加工業者であつて法第十二条の十四第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

ハ 軽油特定加工業者であつて法人であるものが法第十二条の十四第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその軽油特定加工業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

ニ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ 第二十二條の七の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

（軽油試験研究計画の変更の認定の申請）

第二十二條の五 第二十二條の三第一項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）

は、認定軽油試験研究計画について同条第三項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の認定に準用する。

3 第一項の認定軽油試験研究計画の変更の認定の申請は、様式第十八の三によるものとする。

(認定事業者による管理等)

第二十二條の六 認定事業者は、当該試験研究が認定軽油試験研究計画に従つたものとなるよう管理しなければならぬ。

2 認定事業者は、認定軽油試験研究計画に記載された措置及び管理体制から見て、予見されない事態が生じたときは、速やかに、これを経済産業大臣に報告しなければならない。

3 認定事業者は、十二月ごとに、様式第十八の四による書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 認定事業者は、当該認定軽油試験研究計画の終了の日から一月以内に、様式第十八の五による書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定の取消)

第二十二條の七 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号の一に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

一 不正の手段により第二十二條の三第一項の認定を受けたとき。

二 前条各項の規定に違反したとき。

第二十五条第一項中「及び法第十七条の八第三項において準用する法第十七条の四第二項」を「法第十七条の八第三項において準用する法第十七条の四第二項及び法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項」に改め、同項第一号中「経済産業大臣が別に定めるところにより、」を「法第十七条の八第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の八第二項において準用する法第十七条の四第一項若しくは法第十七条の八第三項において準用する法第十七条の四第二項又は法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項の確認を行つた軽油が、販売又は消費されるまでの間に異なる品質の軽油と混合を生じるおそれがない段階において」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 試料の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。

イ 供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の軽油が出荷されるごとに行うこと。

ロ 軽油生産業者、軽油加工業者又は軽油特定加工業者が当該軽油の生産について工業標準化法第十九条第一項に規定する鋳工業品の製造業者若しくは同法第二十条第一項に規定する鋳工業品の加工業者の認証を受けた場合にあつては、同法第十九条第三項に規定する製造品質管理体制若しくは同法第二

十条第三項に規定する加工品質管理体制において定められた方法により行うこと。

第二十五条第二項中「及び法第十七条の八第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者（以下「軽油加工業者」という。）」を「、軽油加工業者及び軽油特定加工業者」に、「又は法第十七条の八第三項において準用する法第十七条の四第二項」を「、法第十七条の八第三項において準用する法第十七条の四第二項又は法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項」に改め、同条の次に次の七条を加える。

（軽油特定加工業者の確認の特則）

第二十五条の二 軽油特定加工業者は、特定加工する場所ごとに、軽油特定加工品質確認計画（以下「軽油特定加工計画」という。）を作成し、これを法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出して、当該軽油特定加工計画が次の各号に適合する旨の認定を受けることができる。

一 認定を受けようとする軽油特定加工業者（以下「軽油特定加工計画申請業者」という。）に供給する軽油を生産又は輸入する者（以下「混和前軽油生産業者等」という。）が生産又は輸入した軽油及び当

該軽油特定加工計画申請業者に供給する混和対象物を生産又は輸入する者（以下「混和対象物生産業者等」という。）が生産又は輸入した混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合することが確認されること。

二 軽油特定加工計画の開始の日から終了の日までの間（以下「軽油特定加工計画期間」という。）、前号により確認された混和前の軽油が混和前軽油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実であること。

三 軽油特定加工計画期間中、第一号により確認された混和対象物が混和対象物生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実であること。

四 軽油特定加工計画期間中、第二号により継続的に生産又は輸入されることが確実であるとされた混和前の軽油の混和前軽油生産業者等から申請に係る特定加工する場所（以下「軽油特定加工計画特定加工場所」という。）までの流通の経路（以下「混和前軽油流通経路」という。）が一定であること。

五 軽油特定加工計画期間中、第三号により継続的に生産又は輸入されることが確実であるとされた混和対象物の混和対象物生産業者等から軽油特定加工計画特定加工場所までの流通の経路（以下「混和対象

物流通経路」という。）が一定であること。

2 軽油特定加工計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 軽油特定加工計画申請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録年月日及び登録番号

三 軽油特定加工計画特定加工場所の所在地

四 計画の開始の日及び計画の終了の日

五 混和前軽油生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

六 軽油特定加工計画期間中、前項第一号により確認された混和前の軽油が混和前軽油生産業者等により

継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置

七 軽油特定加工計画期間中の混和前軽油流通経路

八 混和対象物生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

九 混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を生産又は輸入する場所

十 軽油特定加工計画期間中、前項第一号により確認された混和対象物が混和対象物生産業者等により継

統的に生産又は輸入されることを確実にするための措置

十一 軽油特定加工計画期間中の混和対象物流通経路

3 前項第四号の計画の開始の日から計画の終了の日までの期間は、一年を超えることができない。

4 第一項の認定を受けようとする者は、第二項第四号の計画の開始の日の一月前までに、様式第十九の二による申請書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

5 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 混和前軽油生産業者等が第二十五条第一項第五号に規定する方法により軽油規格に適合する軽油であることを確認した軽油の供給を受けることを証する書面

二 軽油特定加工計画期間中、混和前軽油流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（軽油特定加工計画申請業者と混和前軽油生産業者等が同一の場合は、当該軽油の生産計画書又は輸入計画書）

三 軽油特定加工計画申請業者が、混和対象物を生産する者（以下この号、次号及び第二十五条の五第三

項第二号において「混和対象物生産業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類

イ 軽油特定加工計画期間中、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに行う確認を、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が行う場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 軽油特定加工計画期間中、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに行う確認を、混和対象物生産業者が自ら行う場合にあつては、自らの分析設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面

ハ 混和対象物生産業者が当該混和対象物の生産について工業標準化法第十九条第一項に規定する鋳工業品の製造業者若しくは同法第二十条第一項に規定する鋳工業品の加工業者の認証を受けた場合にあつては同法第十九条第三項に規定する製造品質管理体制若しくは同法第二十条第三項に規定する加工

品質管理体制において定められた方法により、当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合することを証する書面

二 申請の日前三月間において、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることについて、当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

四 前号二に掲げる書類を添付する場合には、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面

五 軽油特定加工計画申請業者が、混和対象物を輸入する者（以下この号及び第二十五条の五第三項第二号において「混和対象物輸入業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類

イ 軽油特定加工計画期間中、混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに行う確認を、登録分析機関その他の第三者

の試験分析機関が行う場合にあっては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 軽油特定加工計画期間中、混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに行う確認を、混和対象物輸入業者が自ら行う場合にあっては、自らの分析設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面

六 軽油特定加工計画期間中、混和対象物流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（軽油特定加工計画申請業者と混和対象物生産業者等が同一の場合は、当該混和対象物の生産計画書又は輸入計画書）

6 第二十五条の八の規定により認定を取り消された軽油特定加工業者は、その取消の日から二年を経過するまでは、第一項の認定を受けることができない。

第二十五条の三 前条第一項の認定を受けた軽油特定加工業者（以下「認定軽油特定加工業者」という。）は、法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項の規定による軽油の確認を、第二十五条第一項第五号の規定にかかわらず、軽油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で行わなければ

ばならない。

2 認定軽油特定加工業者は、混和対象物生産業者等が生産又は輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることが当該混和対象物の供給設備ごとに確認されたことを証する書面を、軽油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で、様式第十九の三により法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならぬ。

第二十五条の四 認定軽油特定加工業者がその事業の全部を譲り渡し、又は認定軽油特定加工業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定軽油特定加工業者の地位を承継する。

第二十五条の五 認定軽油特定加工業者は、第二十五条の二第一項の認定を受けた軽油特定加工計画（以下「認定軽油特定加工計画」という。）について第二十五条の二第二項第三号、第六号、第七号、第九号、

第十号又は第十一号に掲げる事項を変更して軽油を販売又は消費しようとするときは、法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けなければならない。

2 前項の変更の認定を受けようとする者は、様式第十九の四による変更申請書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

3 前項の変更申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 第二十五条の二第二項第七号に掲げる事項の変更 同条第五項第二号に掲げる書類

二 第二十五条の二第二項第十号に掲げる事項の変更 混和対象物生産業者から供給を受ける場合は同条

第五項第三号イ、ロ若しくはニ若しくは第四号に掲げる書類（同項第三号ニ中「申請の日前三月間において」とあるのは「変更後」と読み替えるものとする。）、「混和対象物輸入業者から供給を受ける場合は同項第五号に掲げる書類

三 第二十五条の二第二項第十一号に掲げる事項の変更 同条第五項第六号に掲げる書類

4 第二十五条の二第一項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

第二十五条の六 認定軽油特定加工業者は、認定軽油特定加工計画について第二十五条の二第二項第一号、

第五号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、様式第十九の五による届出書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第二十五条の七 認定軽油特定加工業者は、法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けて計画の終了の日を変更することができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、計画の終了の日の三月前から一月前までの間に、様式第十九の六による申請書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

3 第一項の規定により変更される前の計画の終了の日から同項の規定により変更される後の計画の終了の日までの期間は、一年を超えることはできない。

4 第二十五条の二第一項、第二項、第五項第二号及び第三号並びに第六号の規定は、第一項の認定に準

用する。この場合において、同条第一項第二号中「軽油特定加工計画の開始の日から終了の日」とあるのは「変更前の軽油特定加工計画の終了の日から変更後の計画の終了の日」と、同条第二項第四号中「計画の開始の日及び計画の終了の日」とあるのは「変更前の計画の終了の日及び変更後の計画の終了の日」と、同条第五項第三号二中「申請の日前三月間において、混和対象物生産業者」とあるのは「混和対象物生産業者」と読み替えるものとする。

第二十五条の八 法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長は、認定軽油特定加工業者が次の各号の一に該当するときは、第二十五条の二第一項、第二十五条の五第一項又は前条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第二十五条の三第一項の規定による確認を行わなかったとき。

二 第二十五条の三第二項の規定による届出をしなかったとき。

三 第二十五条の二第二項第三号、第六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号に掲げる事項に変更があつたにもかかわらず、第二十五条の五第一項の規定による変更の認定を受けなかったとき。

四 第二十五条の二第二項第一号、第五号又は第八号に掲げる事項に変更があつたにもかかわらず、第二

十五条の六第一項の規定による届出をしなかつたとき。

五 認定軽油特定加工業者に係る混和前軽油生産業者等が生産又は輸入する軽油を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合しなくなつたとき。

六 認定軽油特定加工業者に係る混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合しなくなつたとき。

七 不正の手段により第二十五条の二第一項、第二十五条の五第一項又は前条第一項の認定を受けたとき。

八 当該認定に係る特定加工する場所において生産された軽油が軽油規格に適合しないものであるにもかかわらず販売又は消費されたとき。

第三十条第一項第一号中「経済産業大臣が別に定めるところにより、」を「、法第十七条の十第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の十第二項において準用する法第十七条の四第二項の確認を行つた灯油が、販売又は消費されるまでの間に異なる品質の灯油と混合を生じるおそれがない段階において」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 試料の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。

イ 供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の灯油が出荷されるごとに行うこと。

ロ 灯油生産業者又は法第十七条の十第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者（以下「灯油加工業者」という。）が当該灯油の生産について工業標準化法第十九条第一項に規定する鉱工業品の製造業者若しくは同法第二十条第一項に規定する鉱工業品の加工業者の認証を受けた場合にあつては、同法第十九条第三項に規定する製造品質管理体制若しくは同法第二十条第三項に規定する加工品質管理体制において定められた方法により行うこと。

第三十条第二項中「法第十七条の十第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者（以下「灯油加工業者」という。）を「灯油加工業者」に改める。

第四十一条第一項第一号中「経済産業大臣が別に定めるところにより、」を「、法第十七条の十二第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の十二第二項において準用する法第十七条の四第一項又は法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の確認を行つた重油が、販売又は消費されるまでの間に異なる品質の重油と混合を生じるおそれがない段階において」に改め、同項第四号の次に

次の一号を加える。

五 試料の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。

イ 供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の重油が出荷されることにいうこと。

ロ 重油生産業者又は法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者（以下「重油加工業者」という。）が当該重油の生産について工業標準化法第十九条第一項に規定する鉱工業品の製造業者若しくは同法第二十条第一項に規定する鉱工業品の加工業者の確認を受けた場合にあっては、同法第十九条第三項に規定する製造品質管理体制若しくは同法第二十条第三項に規定する加工品質管理体制において定められた方法により行うこと。

第四十一条第二項中「法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者（以下「重油加工業者」という。）」を「重油加工業者」に改める。

第四十七条中「しようとする者」の下に「（以下この条において「申請者」という。）」を加える。

第五十四条第二項第五号中「及び重油加工業者」を「、重油加工業者、揮発油特定加工業者及び軽油特定加工業者」に改める。

第六十条第一項第一号中「及び重油加工業者」を「、重油加工業者、揮発油特定加工業者及び軽油特定加工業者」に、「及び揮発油販売業者」を「並びに揮発油販売業者、揮発油特定加工業者及び軽油特定加工業者」に改める。

様式第八の次に次の二十四様式を加える。

様式第8の2（第9条の2関係）

（表）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

揮発油特定加工業登録申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

電 話 ()

揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の2の登録を受けたので、同法第12条の3第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 特定加工する場所の所在地
- 2 特定加工する石油製品及び当該石油製品に混和しようとする混和対象物の種類
- 3 特定加工するための設備の構造

4 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 設備の構造の欄には、当該設備の名称、1 日当たりの混合能力、当該設備の構造図、当該設備の仕様書及び当該設備が設置されている場所全体の平面図を添付すること。

4 登録免許税を納付しなければならないときは、裏面に登録免許税納付書又は領収証書をはり付けること。

(裏)

登録免許税納付書・領収証書はり付け欄

様式第 8 の 3 (第 9 条の 2 関係)

事業計画書	
特定加工する場所	(住所)

	(電 話)
事業開始予定年月日	年 月 日
揮 発 油 の 購 入 先	
混 和 対 象 物 の 購 入 先	
分析設備の種類又は登録分析機関の名称	
特定加工する場所ごとの品質の確認の責任者の氏名	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

- 2 揮発油の分析を自ら行う者にあつては、分析設備の種類又は登録分析機関の名称の欄に分析設備の製造者名、型式、数量、設置場所を記載すること。

様式第 8 の 4 (第 9 条の 4 関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

揮発油特定加工業承継届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

電 話 ()

揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の8において準用する法第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継者の登録年月日及び登録番号	
被承継者の登録年月日及び登録番号	
承 継 の 原 因	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 8 の 5 (第 9 条の 4 関係)

×整 理 番 号	
×受理年月日	年 月 日

揮発油特定加工業者事業譲渡証明書

年 月 日

殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

次のとおり揮発油特定加工業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

- 1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号
- 2 譲渡しの年月日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

- 2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 8 の 6 (第 9 条の 4 関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

揮発油特定加工業者相続同意証明書

年 月 日

殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり揮発油特定加工業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

- 2 被相続人の登録年月日及び登録番号
- 3 揮発油特定加工業者の地位を承継する者として選定された者の氏名、住所及び電話番号
- 4 相続開始の年月日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 証明者は、揮発油特定加工業者の地位を承継する者として選定されたものの以外の相続人全員とすること。

様式第8の7（第9条の4関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

揮発油特定加工業者相続証明書

年 月 日

殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり揮発油特定加工業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 被相続人の登録年月日及び登録番号
- 3 揮発油特定加工業者の地位を承継した者の氏名、住所及び電話番号
- 4 相続開始の年月日

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 証明者は、2 人以上とすること。

様式第 8 の 8 (第 9 条の 4 関係)

×整 理 番 号	
×受理年月日	年 月 日

揮発油特定加工業者事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 名称及び代表者の氏名
,
承 継 者 名称及び代表者の氏名
,

次のとおり分割によつて揮発油特定加工業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1 被承継者の登録年月日及び登録番号
- 2 承継の年月日

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第8の9（第9条の5関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日

揮発油特定加工業変更登録申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の6第1項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
3 変更の年月日	
4 変更の理由	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 8 の 1 0 (第 9 条の 6 関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

揮発油特定加工業者氏名等変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の6第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号

2 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

4 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 8 の 1 1 (第 9 条の 7 関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

揮発油特定加工業廃止届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の8において準用する法第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 事業を廃止した年月日
- 3 事業を廃止した理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第8の12 (第9条の8関係)

(表)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

軽油特定加工業登録申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

電 話 ()

揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の9の登録を受けたいので、同法第12条の10第

1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 特定加工する場所の所在地
- 2 特定加工する石油製品及び当該石油製品に混和しようとする混和対象物の種類
- 3 特定加工するための設備の構造
- 4 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 設備の構造の欄には、当該設備の名称、1日当たりの混合能力、当該設備の構造図、当該設備の仕様書及び当該設備が設置されている場所全体の平面図を添付すること。

4 登録免許税を納付しなければならないときは、裏面に登録免許税納付書又は領収証書を
り付けること。

(裏)

登録免許税納付書・領収証書はり付け欄

様式8の13 (第9条の8関係)

事業計画書	
特定加工する場所	(住所) (電話)
事業開始予定年月日	年月日
軽油の購入先	

混 和 対 象 物 の 購 入 先	
分析設備の種類又は登録分析機関の名称	
特定加工する場所ごとの品質の確認の責任者の氏名	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 軽油の分析を自ら行う者にあつては、分析設備の種類又は登録分析機関の名称の欄に分析設備の製造者名、型式、数量、設置場所を記載すること。

様式第 8 の 1 4 (第 9 条の 1 0 関係)

× 整 理 番 号	
-----------	--

×受理年月日 | 年 月 日

軽油特定加工業承継届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

電 話 ()

揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の15において準用する法第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継者の登録年月日及び登録番号	
被承継者の登録年月日及び登録番号	
承 継 の 原 因	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 8 の 1 5 (第 9 条の 1 0 関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

軽油特定加工業者事業譲渡証明書

年 月 日

殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

次のとおり軽油特定加工業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

- 1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号
- 2 譲渡しの年月日

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第8の16 (第9条の10関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

軽油特定加工業者相続同意証明書

年 月 日

殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり軽油特定加工業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 被相続人の登録年月日及び登録番号
- 3 軽油特定加工業者の地位を承継する者として選定された者の氏名、住所及び電話番号
- 4 相続開始の年月日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 証明者は、軽油特定加工業者の地位を承継する者として選定されたもの以外の相続人全員
とすること。

様式第 8 の 1 7 (第 9 条の 1 0 関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

軽油特定加工業者相続証明書

年 月 日

殿

証明者の氏名

住 所

次のとおり軽油特定加工業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 被相続人の登録年月日及び登録番号
- 3 軽油特定加工業者の地位を承継した者の氏名、住所及び電話番号
- 4 相続開始の年月日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 証明者は、2人以上とすること。

様式第 8 の 1 8 (第 9 条の 1 0 関係)

×整理番号

×受理年月日 | 年 月 日

軽油特定加工業者事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 名称及び代表者の氏名 ,
承継者 名称及び代表者の氏名 ,

次のとおり分割によつて軽油特定加工業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1 被承継者の登録年月日及び登録番号
- 2 承継の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 様式第 8 の 1 9 (第 9 条の 1 1 関係)

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

軽油特定加工業変更登録申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

,

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の13第1項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 登録年月日及び登録番号

2 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

4 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第8の20（第9条の12関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

軽油特定加工業者氏名等変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律第 12 条の 13 第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号

2 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

4 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 8 の 2 1 (第 9 条の 13 関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

軽油特定加工業廃止届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

,

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の15において準用する法第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号

2 事業を廃止した年月日

3 事業を廃止した理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第8の22 (第10条の3関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

揮発油試験研究計画認定申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

下記の試験研究計画について揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条の3第1項の認定を受けたいので申請します。

記

-
- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 2 揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者が試験研究用揮発油を販売する場合にあつては、当該試験研究用揮発油を自動車の燃料として用いる者の氏名（法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名）、住所及び連絡先
 - 3 試験研究の開始の日及び終了の日（試験研究用揮発油を販売する場合にあつては、試験研究用揮発油の販売の開始の日及び終了の日並びに試験研究の開始の日及び終了の日）
 - 4 試験研究の目的及び実施の場所
 - 5 試験研究用揮発油の品質
 - 6 試験研究用揮発油の生産を行う場所（試験研究用揮発油を輸入する場合にあつては、当該試験研究用揮発油を輸入する者から当該試験研究を実施する場所までの流通の経路）
 - 7 試験研究用揮発油を用いる自動車の自動車登録番号標又は車両番号標及び型式
 - 8 試験研究における安全を確保するための措置及び管理体制
 - 9 前号の措置を講じ、及び管理体制を維持するための経理的基礎及び技術的能力
-

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 8 の 2 3 (第 1 0 条の 5 関係)

×整 理 番 号	
×受理年月日	年 月 日

揮発油試験研究計画変更申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

,

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条の5の規定により、次のとおり申請します。

1 認定年月日及び認定番号

2 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

4 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 8 の 2 4 (第 1 0 条の 6 関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

揮発油試験研究計画中間報告書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 1 0 条の 6 第 3 項の規定により、次のとおり提出

いたします。

1 認定年月日及び認定番号

2 試験研究用揮発油が揮発油試験研究計画に記載された品質に適合することについての確認状況

3 試験研究用揮発油を用いる自動車の安全性を確保するための構造上又は維持管理上の改善対策の
実施状況

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 8 の 2 5 (第 1 0 条の 6 関係)

×整理番号

×受理年月日 | 年 月 日

揮発油試験研究計画最終報告書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条の6第4項の規定により、次のとおり提出いたします。

1 認定年月日及び認定番号

2 試験研究用揮発油を用いた場合の、自動車の安全性を確保するための構造上又は維持管理上の改善対策の評価

3 試験研究用揮発油を用いた場合の、自動車の大気環境に与える影響及びその評価

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第十四の次に次の五様式を加える。

様式第 1 4 の 2 (第 1 7 条の 2 関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

揮発油特定加工品質確認計画認定申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

下記の揮発油特定加工品質確認計画について揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第17条の2第1項の認定を受けたいので申請します。

記

- 1 揮発油特定加工計画申請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 登録年月日及び登録番号

- 3 揮発油特定加工計画特定加工場所の所在地
- 4 計画の開始の日及び計画の終了の日
- 5 混和前揮発油生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 6 揮発油特定加工計画期間中、第17条の2第1項第1号により確認された混和前の揮発油が混和前揮発油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置
- 7 揮発油特定加工計画期間中の混和前揮発油流通経路
- 8 混和対象物生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 9 混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を生産又は輸入する場所
- 10 揮発油特定加工計画期間中、第17条の2第1項第1号により確認された混和対象物が混和対象物生産業者等により継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置
- 11 揮発油特定加工計画期間中の混和対象物流通経路

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 4の欄には、第17条の3第2項に規定する3月以内に1回の頻度で行う届出の提出時期についても記載すること。

様式第14の3（第17条の3関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

認定揮発油特定加工業者揮発油規格適合確認届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

,

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第17条の3第2項の規定により、次のとおり届け
出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 認定年月日及び認定番号
- 3 確認実施日
- 4 確認結果
- 5 確認を行った登録分析機関その他の第三者の試験分析機関名

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。

3 揮発油の分析を自ら行う者にあつては、5の欄に分析設備の製造者名、型式、数量、設置場所を記載すること。

様式第14の4（第17条の5関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

揮発油特定加工品質確認計画変更申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
、
住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第17条の5の規定により、次のとおり申請します。

1 登録年月日及び登録番号

2 認定年月日及び認定番号

3 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

4 変更の年月日

5 変更の理由

(備考)

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付すること。

- 一 第十七条の二第二項第七号に掲げる事項の変更 同条第五項第二号に掲げる書類
- 二 第十七条の二第二項第十号に掲げる事項の変更 混和対象物生産業者から供給を受ける場合は同条第五項第三号若しくは第四号に掲げる書類（同項第三号ハ中「申請の日前三月間において」とあるのは「変更後」と読み替えるものとする。） 、混和対象物輸入業者から供給を受ける場合は同項第五号に掲げる書類

三 第十七条の二第二項第十一号に掲げる事項の変更 同条第五項第六号に掲げる書類

3 ×印の項は、記載しないこと。

様式第14の5（第17条の6関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

揮発油特定加工品質確認計画変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 17 条の 6 の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 認定年月日及び認定番号
- 3 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
-----------	-------------

4 変更の年月日

5 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 1 4 の 6 (第 1 7 条の 7 関係)

× 整 理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

揮発油特定加工品質確認計画終了日変更申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 17 条の 7 の認定を受けたので下記のとおり申
請します。

記

- 1 揮発油特定加工計画申請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 登録年月日及び登録番号

- 3 揮発油特定加工計画特定加工場所の所在地
- 4 計画の開始の日及び計画の終了の日
- 5 混和前揮発油生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 6 揮発油特定加工計画期間中、第17条の2第1項第1号により確認された混和前の揮発油が混和前揮発油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置
- 7 揮発油特定加工計画期間中の混和前揮発油流通経路
- 8 混和対象物生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 9 混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を生産又は輸入する場所
- 10 揮発油特定加工計画期間中、第17条の2第1項第1号により確認された混和対象物が混和対象物生産業者等により継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置
- 11 揮発油特定加工計画期間中の混和対象物流通経路

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 4の欄には、第17条の3第2項に規定する3月以内に1回の頻度で行う届出の提出時期
について記載すること。

様式第十八の次に次の四様式を加える。

様式第18の2（第22条の3関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

軽油試験研究計画認定申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

下記の試験研究計画について揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 22 条の 3 第 1 項の認定を受けたいので申請します。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油加工業者又は軽油特定加工業者が試験研究用軽油を販売する場合にあつては、当該試験研究用軽油を自動車の燃料として用いる者の氏名（法人の場合にあつ

ては名称及び代表者の氏名)、住所及び連絡先

3 試験研究の開始の日及び終了の日 (試験研究用軽油を販売する場合にあつては、試験研究用軽油の販売の開始の日及び終了の日並びに試験研究の開始の日及び終了の日)

4 試験研究の目的及び実施の場所

5 試験研究用軽油の品質

6 試験研究用軽油の生産を行う場所 (試験研究用軽油を輸入する場合にあつては、当該試験研究用軽油を輸入する者から当該試験研究を実施する場所までの流通の経路)

7 試験研究用軽油を用いる自動車の自動車登録番号標又は車両番号標及び型式

8 試験研究における安全を確保するための措置及び管理体制

9 前号の措置を講じ、及び管理体制を維持するための経理的基礎及び技術的能力

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 18 の 3 (第 22 条の 5 関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

軽油試験研究計画変更申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 22 条の 5 の規定により、次のとおり申請します。

1 認定年月日及び認定番号

2 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

4 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 1 8 の 4 (第 2 2 条の 6 関係)

×整理番号

×受理年月日 | 年 月 日

軽油試験研究計画中間報告書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条の6第3項の規定により、次のとおり提出いたします。

1 認定年月日及び認定番号

- 2 試験研究用軽油が軽油試験研究計画に記載された品質に適合することについての確認状況
- 3 試験研究用軽油を用いる自動車の安全性を確保するための構造上又は維持管理上の改善対策の実施状況

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 18 の 5 (第 22 条の 6 関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

軽油試験研究計画最終報告書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第２２条の６第４項の規定により、次のとおり提出いたします。

- 1 認定年月日及び認定番号
- 2 試験研究用軽油を用いた場合の、自動車の安全性を確保するための構造上又は維持管理上の改善対策の評価
- 3 試験研究用軽油を用いた場合の、自動車の大気環境に与える影響及びその評価

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第十九の次に次の五様式を加える。

様式第 19 の 2 (第 25 条の 2 関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

軽油特定加工品質確認計画認定申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

下記の軽油特定加工品質確認計画について揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第25条
の2第1項の認定を受けたいので申請します。

記

- 1 軽油特定加工計画申請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 軽油特定加工計画特定加工場所の所在地
- 4 計画の開始の日及び計画の終了の日

- 5 混和前軽油生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 6 軽油特定加工計画期間中、第25条の2第1項第1号により確認された混和前の軽油が混和前軽油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置
- 7 軽油特定加工計画期間中の混和前軽油流通経路
- 8 混和対象物生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 9 混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を生産又は輸入する場所
- 10 軽油特定加工計画期間中、第25条の2第1項第1号により確認された混和対象物が混和対象物生産業者等により継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置
- 11 軽油特定加工計画期間中の混和対象物流通経路

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 4の欄には、第25条の3第2項に規定する3月以内に1回の頻度で行う届出の提出時期

についても記載すること。

様式第 19 の 3 (第 25 条の 3 関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

認定軽油特定加工業者軽油規格適合確認届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第25条の3第2項の規定により、次のとおり届け
出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 認定年月日及び認定番号
- 3 確認実施日
- 4 確認結果
- 5 確認を行った登録分析機関その他の第三者の試験分析機関名

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 軽油の分析を自ら行う者にあつては、5の欄に分析設備の製造者名、型式、数量、設置場

所を記載すること。

様式第 19 の 4 (第 25 条の 5 関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

軽油特定加工品質確認計画変更申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第25条の5の規定により、次のとおり申請します。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 認定年月日及び認定番号
- 3 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

- 4 変更の年月日
- 5 変更の理由

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付すること。

- 一 第二十五条の二第二項第七号に掲げる事項の変更 同条第五項第二号に掲げる書類
 - 二 第二十五条の二第二項第十号に掲げる事項の変更 混和対象物生産業者から供給を受ける場合は同条第五項第三号イ、ロ若しくはニ若しくは第四号に掲げる書類（同項第三号ニ中「申請の日前三月間において」とあるのは「変更後」と読み替えるものとする。） 、 混和対象物輸入業者から供給を受ける場合は同項第五号に掲げる書類
 - 三 第二十五条の二第二項第十一号に掲げる事項の変更 同条第五項第六号に掲げる書類
- 3 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 19 の 5（第 25 条の 6 関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

軽油特定加工品質確認計画変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 25 条の 6 の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 認定年月日及び認定番号
- 3 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

4 変更の年月日

5 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 19 の 6 (第 25 条の 7 関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

軽油特定加工品質確認計画終了日変更申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

住 所

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 25 条の 7 の認定を受けたいので下記のとおり申
請します。

記

- 1 軽油特定加工計画申請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 軽油特定加工計画特定加工場所の所在地
- 4 計画の開始の日及び計画の終了の日

- 5 混和前軽油生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 6 軽油特定加工計画期間中、第25条の2第1項第1号により確認された混和前の軽油が混和前軽油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置
- 7 軽油特定加工計画期間中の混和前軽油流通経路
- 8 混和対象物生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 9 混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を生産又は輸入する場所
- 10 軽油特定加工計画期間中、第25条の2第1項第1号により確認された混和対象物が混和対象物生産業者等により継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置
- 11 軽油特定加工計画期間中の混和対象物流通経路

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 4の欄には、第25条の3第2項に規定する3月以内に1回の頻度で行う届出の提出時期

についても記載すること。

様式第三十四中「重油輸入業者」の下に「揮発油特定加工業者、軽油特定加工業者」を加える。

附 則

この省令は、平成二十一年二月二十五日から施行する。